

### 資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名  
株式会社佐野塗工店(愛知県名古屋市南区上浜町215-2)[1000005235]
2. 資格登録停止措置の期間  
令和3年4月26日 ~ 令和3年5月25日(1ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域  
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
4. 事実概要  
当該資格登録者は、令和2年8月10日「東海北陸自動車道 神路橋他1橋塗替塗装工事(2019年度)」(名古屋支社発注)において、塗膜剥離作業で生じた塗膜くずに含まれていた有機溶剤による中毒症状などで、作業員が意識を失い、救急搬送される事故を発生させたもの。
5. 資格停止措置理由  
資格登録者である上記の事業者が、不適切な安全管理の措置により、工事関係者事故を発生させたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故)の措置要件に該当する。

#### <資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故) 7 会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事・調査等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

- 問合せ先  
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)